

第 34 回 非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ

2024 年 12 月 13 日（金）12 時 30 分
日 本 証 券 業 協 会 第 3 会 議 室
（ 太 陽 生 命 日 本 橋 ビ ル 8 階 ）

議 案

1. J-Ships における適用対象の追加等に係る規則改正の方向性について
2. 株式投資型クラウドファンディングにおける法人特定投資家への勧誘規制の見直しについて
3. その他

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 1

非上場株式等の取引及び 私募制度等に関するWG(第34回資料)

J-Shipsにおける適用対象の追加等に係る
規則改正の方向性

2024年12月13日
日本証券業協会

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

- (1) J-Ships規則の適用対象に受益証券発行信託の受益証券を追加することに関する論点
- (2) 受益証券をSTで発行することに関する論点
- (3) 店頭有価証券をSTで発行すること等に関する論点

2. 今後の非上場WG・規則改正のスケジュール

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(1) J-Ships規則の適用対象に受益証券発行信託の受益証券を追加することに関する論点

【前回WG後の照会事項①:信託財産についての制限の要否及びその方法】

- ・法令上、信託財産に制限が無いことを踏まえ、J-Shipsの対象となる受益証券発行信託の信託財産の制限の要否についてどのように考えるか。
 - 現状の公募には制限が無いことや現行J-Ships規則においても商品の検証を求める規定があることを踏まえ、規則上の手当では特段要しないという考え方もあるが、この点についてどのように考えるか。
 - 信託財産について何らかの要件を付す場合、要件を付す必要性やその対象について「金商法上の有価証券」や「投信法の特定資産」などとするについてどのように考えるか。

主なご意見

不要	4社	・ 信託財産に制限を加えることについては、公募の信託財産の制限に波及する恐れがあることから慎重な検討が必要と考える。 ・ 利用が想定されるケース(例として、想定されているPEファンドの持分等)については、予見可能性向上、利用促進の観点からQ&Aやガイドライン等で当該取扱いを行う場合の対応を例示して記載してはどうか。 ・ 暗号資産等の「投機」と一部で捉えられている資産について特定投資家の全てが十分な知識経験を有するかどうかは定かでないことから、投資対象について一定の要件を具する必要があるとも考えられる。
必要	1社	・ 信託財産の要件については必要であると考ええる。

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(1) J-Ships規則の適用対象に受益証券発行信託の受益証券を追加することに関する論点

規則改正の方向性(案)

- いただいたご意見を踏まえ、信託財産について**規則上で制限する規定を設けることはしない**こととしたい。
- 一方で、「必ずしも規定は必要ではないものの、暗号資産等の「投機」と一部で捉えられている資産について特定投資家の全てが十分な知識経験を有するかどうかは定かでないことから、投資対象について一定の要件を具する必要がある」といったご意見や「必要な対応についての予見可能性が与えられるため制度利用の促進につながるものと考えられる」といったご意見、及び「信託財産に要件を設けて制限すべき」といったご意見もあったことを踏まえ、特定証券情報の様式及び「記載上の注意」の整備にあたっては、現在想定される信託財産を前提に整備することかどうか。
- 具体的には、公募の受益証券発行信託で用いられる有価証券届出書(特定有価証券開示府令第六号様式)の「記載上の注意」に記載すべき事項が明示されている信託財産のうち、以下について整備することかどうか。

特定有価証券開示府令第六号様式において想定されている信託財産(記載上の注意(20)a~i)

整備の要否(案)	「記載上の注意」(20)中の項番	信託財産の内容
×	a、c	債権、債権に係る権利
○	b、c	不動産、不動産に係る権利
○	d、i	有価証券
×	e	有価証券以外の動産
×	f	無体財産権
×	g	会社の事業
×	h	上記以外の資産 ※「a~gに準じて記載」となっており、記載事項の明示はない

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(1) J-Ships規則の適用対象に受益証券発行信託の受益証券を追加することに関する論点

【前回WG後の照会事項②:発行者の審査について】

- ・ 受益証券発行信託に対する「発行者の審査」について、現状のJ-Ships規則上の投資証券を前提に規定を考える(発行者の審査を行う)ことについてどのように考えるか。
- ・ その場合、審査対象となる「発行者」については、委託者・受託者・信託勘定など、受益証券発行信託の仕組みを踏まえた規定(Q&Aで明確化など)とすることについてどのように考えるか。

主なご意見

賛成

5社

- ・ 投資証券等に関する審査を前提とすることで問題ない。
- ・ 公募(一般投資家を含む)を前提とする非上場PTS規則における審査(資産金融型商品)の水準を求めるのは適切ではないものとする。
- ・ 「発行者」については、委託者・受託者・信託勘定等とし、信託の仕組みについても審査を行ったうえで検証を行うことが必要である。
- ・ 上記対応についてQ&Aにおいて当該対応が必要である旨、記載することが考えられる。
- ・ 投資証券等と同様で違和感はないが、対象となる関係者においては、形式的な運用会社(委託者)のみでなく、実質的な運用者もカバーすることが望ましい。

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(1) J-Ships規則の適用対象に受益証券発行信託の受益証券を追加することに関する論点

規則改正の方向性(案)

- ・ 現状の**投資証券と同様に以下の項目等について審査すること**でどうか。
- ・ なお、その際、受益証券発行信託における審査対象となる「運用体制」及び「発行者」については、スキームにより様々な整理があり得るが、原則として委託者、運用者、受託者とその親会社等(当該者がいない場合は除く)について行うことをQ&A等で明確化することかどうか。

(想定する審査事項及び内容)

イ 資産の管理及び運用等に関する体制整備の状況

- ① 受託者の信託財産の管理等に関する体制に関する審査
- ② 委託者及び運用者において運用方針、運用体制、利益相反への対策について社内組織に関する事項が適切に規定されているかに関する審査

ロ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性

- ・ 委託者、運用者、受託者における以下の事項
- ① 事業運営における法令遵守状況
- ② 過去において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていないかどうか
- ③ 法令等を遵守できる内部管理体制が整備されているかどうか

ハ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況

- ・ 委託者、運用者、受託者、及びそれらの関係者における以下の事項
- ① 当該者及びその関係者が反社会的勢力に該当しないか
- ② 当該者及びその関係者が、反社会的勢力との関係性を有していないか
- ③ 当該者における反社会的勢力の排除のための仕組みの有無やその運用状況

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(1) J-Ships規則の適用対象に受益証券発行信託の受益証券を追加することに関する論点

<参考:「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第3条第2項第2号>

(検証及び審査)

第3条(略)

2 取扱協会員は、前項の規定に基づき店頭有価証券及び投資証券等の検証を行う場合、第12条の規定により当該取扱協会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

1 (略)

2 投資証券等

イ 資産の運用等に関する体制整備の状況

ロ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性

ハ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況

<参考:「特定投資家向け銘柄制度(J-Ships)」に関するQ&A>

問14 「発行者の法令遵守状況を含めた社会性」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答14 法令遵守状況を含めた社会性については、①事業運営における法令遵守状況、②過去において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていないかどうか、③法令等を遵守できる内部管理体制が整備されているかどうかについて、発行者の社内体制を確認する書類(発行者の社内規程や組織図並びに株主総会、取締役会その他の会議体の議事録等)、当該発行者の役員等へのヒアリング等をもとに審査することが考えられます。

問15 「発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答15 反社会的勢力への該当性等については、少なくとも、発行者及びその関係者が反社会的勢力に該当しないかを審査する必要があります。関係者とは、例えば、当該発行者と親子等の関係にある会社や当該発行者の役員に加え、当該発行者の主な取引先や主要株主などが考えられます。その他に、発行者及びその関係者が、反社会的勢力との関係性(少なくとも、資本関係、人的関係、取引関係が考えられます。)を有していないかの審査が求められると考えられます。

また、当該発行者における反社会的勢力の排除のための仕組みの有無やその運用状況についても審査する必要があります。

問19 投資証券等の審査項目として「資産の運用等に関する体制整備の状況」とありますが、何を審査することが求められますか。

答19 例えば、発行者である投資法人の役員会が形骸化していないかどうか等を確認するとともに、投資法人の資産運用会社及びその親会社等において運用方針、運用体制、利益相反への対策について社内組織に関する事項が適切に規定されているかに関して審査することが考えられます。

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(1) J-Ships規則の適用対象に受益証券発行信託の受益証券を追加することに関する論点

【前回WG後の照会事項③:信託財産の審査の要否について】

- ・ 受益証券発行信託の「信託財産に関する審査」についてはどのように考えるか。(必要とする場合はその内容)

主なご意見

不要	1社	・ 信託財産に制限を加えない又は幅広い信託財産の種類を認めるのであれば、それらに一律に適用できる審査を設定することは難しく、信託財産の性質に応じた適切な審査の実施という一般的なルールにならざる得ないものとする。
必要	2社	・ 信託財産自体に関する制度や、財産の内容等について確認が必要と思われることから審査することが必要と思われる。(例:信託財産に係る法制度、信託財産の内容 等) ・ 対象資産において対応はかわりうるのではないか。PEファンドに関しては、相応の複雑性やリスクを内包しているのに加え、契約・条件面でも個別性があるため、「審査」は必要ではないか。

規則改正の方向性(案)

- ・ 5頁の「発行者の審査」に係る「規則改正の方向性(案)」に記載のとおり、「資産の運用等に関する体制整備の状況」において、運用方針、運用体制、利益相反への対策について社内組織に関する事項が適切に規定されているかに関して審査することを想定しているところ、当該項目の審査には当該受益証券発行信託の運用(投資)先である信託財産の選別方法等に係る確認も含まれると考えられることをQ&Aで明確化しつつ、**信託財産に関する追加的な審査規定までは定めない**ことかどうか。
- ・ なお、信託財産に関する情報については、今後策定する特定証券情報の様式等に従い投資家に提供することを想定している。(3頁、8頁参照)

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(1) J-Ships規則の適用対象に受益証券発行信託の受益証券を追加することに関する論点

【前回WG後の照会事項④:特定証券情報等の様式について】

- ・「特定証券情報」や「発行者情報」を作成する際に留意すべき事項の有無及びその内容

主なご意見

- ・ 受益証券発行信託に係る受益証券の有価証券届出書の記載を参考に、「特定証券情報」や「発行者情報」にて記載が必要な事項について記載すればよいのではないかと。
- ・ PEファンドに関しては、前述のJ-Shipsの投資信託や、昨今のPEファンドに投資する投信と同水準の開示があれば十分ではないかと。

規則改正の方向性(案)

- ・ 投資証券に関する特定証券情報・発行者情報(J-Ships規則様式3・6)及び受益証券発行信託の受益証券に係る有価証券届出書・有価証券報告書(特定有価証券開示府令第六号・第九号様式)の記載事項を参考に、投資者保護と開示負担軽減の両方に留意しつつ作成することとしたい。
- ・ 信託財産に係る開示については、上記法定様式の記載事項に含まれる「信託財産に係る法制度の概要」「信託財産の基本的性格」「信託財産の管理体制」において開示することを想定しており、J-Shipsにおける投資信託の特定証券情報等の様式と比較しても十分ではないかと考える。

【前回WG後の照会事項⑤:海外で組成される受益証券発行信託の有無等について】

- ・ 現状のニーズ等を踏まえ、現時点においては国内で組成されるもののみを対象として議論することについてどう考えるか

主なご意見

賛成

4社

- ・ 海外組成について、慎重な検証及び審査が行われていれば、当該対応を否定するものではないが、まずは、国内で組成されるものを検討することで問題ないものと考えられる。

規則改正の方向性(案)

- ・ 今般の検討においては**国内で組成される受益証券発行信託のみを検討の対象とする**こととしたい。

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(2) 受益証券をSTで発行することに関する論点

【前回WG後の照会事項①:STで発行する際の情報提供(発行開示・継続開示)】

- ・法令上、受益証券発行信託の受益証券を公募STで発行する場合には「有価証券届出書」「有価証券報告書」への追加的な記載が求められるが、「特定証券情報」「発行者情報」においてもSTの特性を踏まえた追加的な記載を求めることでどうか。(次頁参照)

主なご意見

賛成

4社

- ・「特定証券情報」「発行者情報」においてSTの特性を踏まえた追加的な記載を行う必要があるものとする。
- ・「特定証券情報」について、証券事務の概要の中の「名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料」はSTに特有の項目ではないが、実務上ST固有の手続きが記載されることが多いことから留意が必要。

規則改正の方向性(案)

- ・次頁で示した事項につき、特定証券情報等の様式を作成する際に盛り込むこととしたい。
- ・ご指摘いただいた「証券事務の概要」中の実務上ST固有の手続が記載されることの多い箇所については、STでの発行時に留意すべき点として記載要領及びQ&A等に盛り込むことを検討したい。

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(2) 受益証券をSTで発行することに関する論点

有価証券届出書:内国信託受益証券(特定有価証券開示府令第六号様式)

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益証券の募集(売出)要項】 1【内国信託受益証券の形態等】

利用する技術・プラットフォームの名称、内容及び選定理由

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

3【信託の仕組み】

技術提供者・プラットフォーム提供者の名称及び
運営上の役割並びに関係業務の内容

5【投資リスク】

資産の流出その他の特定内国電子記録移転権利等固有のリスクの特性
リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項
リスクに対する管理体制

第3【証券事務の概要】

技術提供者・プラットフォーム提供者に支払う報酬及び手数料の金額又は料率

技術提供者・プラットフォーム提供者に支払う手数料(申込手数料、解約手数料、管理報酬等を除く)の金額または料率、徴収方法及び徴収時期

(参考)特定証券情報 様式3(※)

第一部【証券情報】

2【投資証券の形態等】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(2)【投資法人の仕組み】

3【投資リスク】

7【管理及び運営の概要】

信託受益証券の様式作成にあたり、
それぞれ対応する項目にSTも前提とした記載要領を盛り込むこと
としたい

有価証券報告書:内国信託受益証券(特定有価証券開示府令第九号様式)

第1【信託財産の状況】

5【投資リスク】 ※記載内容は有価証券届出書と同様

(参考)発行者情報 様式6(※)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

3【投資リスク】

※ 投資証券と信託受益証券は異なるが、信託受益証券の開示書類と記載事項が類似していることから様式3・6を参考として示している

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(2) 受益証券をSTで発行することに関する論点

【前回WG後の照会事項②:発行や流通形態に関する審査に係る規則上の手当ての要否】

主なご意見

不要	3社	・ 発行や流通形態については既存の規則等にて手当されているため、J-ships規則への追加は不要と考える。
必要	1社	・ PEファンド持分について、契約条件や投資時期(所謂Jカーブ等)等による差異が大きく、プライシングの難易度が高いことを踏まえ、プラットフォーマーのプライシングに係る何らかの規則上の手当が必要と思量。

規則改正の方向性(案)

- ・ **発行や流通形態に関する審査について、規則上は特段の規定を設けない**こととしたい。
- ・ PEファンド持分の価値評価については、受益証券発行信託に限られず、またSTで発行する場合にも限られないと考えられ、その他のJ-Ships銘柄と同様の対応(プライシングの適正性担保等について特段言及しないこと)としたい。

【前回WG後の照会事項③:PTS該当性への留意(新規論点)】

- ・ STを取扱うJ-Ships取扱協会員においては、当該STについて募集のみならずセカンダリー取引についても取り扱う場合、当該業務がPTS業務に該当しうる旨留意すべきではないか。

規則改正の方向性(案)

- ・ STに限らず、セカンダリー取引をネット上で扱う場合にはPTSに該当するものとする。
- ・ 一方で、既に特定投資家向け有価証券となっているJ-Ships銘柄についての「特定投資家向け売付等勧誘」をネット上で行う行為について、PTSに該当するのか電子募集取扱業務に該当するのか等については、実態に即して判断されるものとする。

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(3) 店頭有価証券をSTで発行することに関する論点

【前回WG後の照会事項①:STで発行する際の情報提供(発行開示・継続開示)】

- ・ 法令上、店頭有価証券を公募STで発行する場合には「有価証券届出書」「有価証券報告書」への追加的な記載が求められるが、「特定証券情報」「発行者情報」においてもSTの特性を踏まえた追加的な記載を求めることでどうか。(次頁参照)

ご意見 【賛成:5社】

規則改正の方向性(案)

- ・ 次頁で示した事項につき、特定証券情報等の様式を改訂し盛り込むこととしたい。
- ・ 発行者情報に盛り込む事項については、「事業等のリスク」全般ではなく、STでの発行に特有のリスクに関する事項のみとしたい。

【前回WG後の照会事項②:発行や流通形態に関する審査に係る規則上の手当ての要否】

主なご意見

不要	4社	・ 発行や流通形態については既存の規則等にて手当されているため、J-ships規則への追加は不要と考える。 ・ PE等のファンド持分と異なり、非上場株式等に関しては、従前も一定の流動性を付与する仕組みがあり、プライシングに関しても一定のルールが存在する認識であり、規則上で追加的な手当は必要ないのではないかと。
----	----	--

規則改正の方向性(案)

- ・ 発行や流通形態に関する審査について、規則上は特段の規定を設けないこととしたい。

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(3) 店頭有価証券をSTで発行することに関する論点

有価証券届出書

第一部【証券情報】

第4【その他の記載事項】

利用する技術・プラットフォームの名称、内容及び選定理由

技術提供者・プラットフォーム提供者の名称及び
運営上の役割並びに関係業務の内容

技術提供者・プラットフォーム提供者に支払う報酬及び手数料の金額又は料率

技術提供者・プラットフォーム提供者に支払う手数料(申込手数料、解約手数料、管理報酬等を除く)の金額または料率、徴収方法及び徴収時期

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】 3【事業等のリスク】

資産の流出その他の特定内国電子記録移転権利等固有のリスクの特性

リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項

リスクに対する管理体制

(参考)特定証券情報 様式1

第一部【証券情報】

「その他の記載事項」の記載
箇所はない

第3【事業等のリスク】

**「事業等のリスク」に左
記のSTに関する事項
を記載要領に盛り込む
こととしたい**

有価証券報告書

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】 3【事業等のリスク】

※記載内容は有価証券届出書と同様

(参考)発行者情報 様式4

発行者情報では「事業等のリスク」
の記載は求めている

**STでの発行に特有のリスク
に係る記載を盛り込むこと
としたい**

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

(3) 店頭有価証券をSTで発行することに関する論点

【前回WG後の照会事項③:外国有価証券・投資証券について検討するニーズ】

- 外国証券向けの様式について、検討の対象外とすることでよいか
- 投資証券について検討するニーズはあるか

ご意見

- 外国証券向けの様式について検討の対象外とすること 【賛成:5社】
- 投資証券についての検討の要否 【不要:4社】

規則改正の方向性(案)

- 今般の検討においては、**既存の様式のうち国内の店頭有価証券向けの様式(J-Ships規則様式1、4)のみを検討の対象とすること**としたい。

1. J-Ships規則の改正に係る論点と規則改正の方向性(案)

- (1) J-Ships規則の適用対象に受益証券発行信託の受益証券を追加することに関する論点
- (2) 受益証券をSTで発行することに関する論点
- (3) 店頭有価証券をSTで発行すること等に関する論点

2. 今後の非上場WG・規則改正のスケジュール

2.今後の非上場WG・規則改正のスケジュール

開催時期	内容
2024年11月7日 (第33回会合)	○検討事項のご説明
	事後照会(アンケート)
2024年12月13日 (第34回会合)	○アンケート結果を踏まえた検討の方向性
<u>2025年1月21日</u> (第35回会合)	<u>○規則案の方向性①</u>
[2025年2月 (第36回会合)	○規則案の方向性②]
2025年3月～4月頃	○エクイティ分科会・自主規制会議
	パブリックコメント実施
2025年6月頃	○規則改正

＜第 34 回非上場 WG 参考 1-1＞【照会結果】非上場 WG 第 33 回会合後意見照会

2024 年 12 月 13 日
日本証券業協会 エクイティ市場部

非上場 WG 第 33 回会合後に行った事務局説明資料に対する意見照会につき、各社よりお寄せいただいた回答及びそれを受けた今後の規則改正の方向性（案）を下記のとおり取りまとめております。

1. 受益証券発行信託に係る J-Ships 規則の適用等【資料 P1～10】

○J-Ships 規則の適用対象に受益証券発行信託の受益証券を追加することに関する論点

論点		ご意見		規則改正の方向性（案）								
【信託財産等について】												
①信託財産についての制限の要否及びその方法												
法令上、信託財産に制限が無いことを踏まえ、J-Shipsの対象となる受益証券発行信託の信託財産の制限の要否についてどのように考えるか。 — 現状の公募には制限が無いことや現行 J-Ships 規則においても商品の検証を求める規定があることを踏まえ、規則上の手当では特段要しないという考え方もあるが、この点についてどのように考えるか。 — 信託財産について何らかの要件を付す場合、要件を付す必要性やその対象について「金商法上の有価証券」や「投信法の特定資産」などとする事についてどのように考えるか。	不要：4 社	【A 社】 ・ J-ships を活用した受益証券発行信託の信託財産に制限を加えることについては、公募の信託財産の制限に波及する恐れがあることから慎重な検討が必要であると考えます。 ・ また既に J-Ships 規則において商品の検証を求める規定があり、金融商品として全く新しい信託財産を取り扱う際には自社で検証の上、金融庁や貴協会へ相談が行われることが実態であると考えられることから追加の規則は不要と考えます。	・ いただいたご意見を踏まえ、信託財産について規則上で制限する規定を設けることはしないこととした。 ・ 一方で、「必ずしも規定は必要ではないものの、暗号資産等の「投機」と一部で捉えられている資産について特定投資家の全てが十分な知識経験を有するかどうかは定かでないことから、投資対象について一定の要件を具する必要がある」といったご意見や「必要な対応についての予見可能性が与えられるため制度利用の促進につながるものと考えられる」といったご意見、及び「信託財産に要件を設けて制限すべき」といったご意見もあったことを踏まえ、特定証券情報の様式及び「記載上の注意」の整備にあたっては、現在想定される信託財産を前提に整備することでどうか。 ・ 具体的には、公募の受益証券発行信託で用いられる有価証券届出書（特定有価証券開示府令第六号様式）の「記載上の注意」に記載すべき事項が明示されている信託財産のうち、以下について整備することでどうか。									
		【B 社】 ・ 規則上、特定投資家向けであることを踏まえ、必ずしも信託財産について限定する必要はないものと考えられるが、利用が想定されるケース(例として、想定されている PE ファンドの持分等)については、Q&A やガイドライン等で当該取扱いを行う場合の対応を例示して記載しておくのはどうか？ ※ Q&A やガイドラインがない場合、発行体(含む受託者及び委託書等)、証券会社等の関係者にとって、どういった対応が求められるかわからないため、発行や検討に係るコストが増加することにつながる。 想定されるケースの対応事項を示しておくことで、現状、具体的に発行を検討している関係者はもとより、今後利用を検討したいとする関係者にとっても、必要な対応についての予見可能性が与えられるため制度利用の促進につながるものと考えられる。 また、ケースにない場合(Q&A 等で想定される場合に記載のないもの)について否定するものではないが、あらかじめ一定のリスクや対応を想定または例示することが困難であるものであると考えられる。 そのため、信託財産や受益証券発行信託の仕組み含めて、慎重に審査や検証を行う必要がある旨を記載してはどうか。										
		【C 社】 ・ 制度趣旨からすれば規則上での制限は不要ではないか。										
		【D 社】 ・ 特定投資家向け非上場有価証券の取引市場として新設した J-Ships の更なる取引拡大という観点では、現状の規定を踏まえて規則上の手当は特段要しないとする考えが適当かと考える。										
			<table><tr><td>整備の要否（案）</td><td>「記載上の注意」(20)中の項番</td><td>信託財産の内容</td></tr><tr><td>×</td><td>a、c</td><td>債権、債権に係る権利</td></tr><tr><td>○</td><td>b、c</td><td>不動産、不動産に係る権利</td></tr></table>	整備の要否（案）	「記載上の注意」(20)中の項番	信託財産の内容	×	a、c	債権、債権に係る権利	○	b、c	不動産、不動産に係る権利
整備の要否（案）	「記載上の注意」(20)中の項番	信託財産の内容										
×	a、c	債権、債権に係る権利										
○	b、c	不動産、不動産に係る権利										

論点	ご意見		規則改正の方向性（案）		
		・但し、投資家保護の観点からは、暗号資産等の「投機」と一部で捉えられている資産について特定投資家の全てが十分な知識経験を有するかどうかは定かでないことから、投資対象について一定の要件を具する必要があるとも考えられる。	○	d、i	有価証券
	必要： 1 社	【E 社】 ・信託財産の要件については必要であると考えます。 対象商品の「金商法上の有価証券」や「投信法の特定資産」の文言に違和感はありません。	×	e	有価証券以外の動産
			×	f	無体財産権
			×	g	会社の事業
			×	h	上記以外の資産※
			※「a～g に準じて記載」となっており、記載事項の明示はない		
②審査の要否及びその内容					
・受益証券発行信託に対する「発行者の審査」について、現状の J-Ships 規則上の投資証券を前提に規定を考える（発行者の審査を行う）ことについてどのように考えるか。 ・その場合、審査対象となる「発行者」については、委託者・受託者・信託勘定など、受益証券発行信託の仕組みを踏まえた規定（Q&A で明確化など）とすることについてどのように考えるか。	賛成： 5 社	【A 社】 ・左記の通り、商品のスキーム、性質の類似性の観点から J-Ships 規則上の投資証券に準じて取扱うのが適当と考えます。 ・J-Ships 規則で対象とする投資家は特定投資家、いわゆるプロ投資家であり、公募（一般投資家を含む）を前提とする非上場 PTS 規則における審査（資産金融型商品）の水準を求めるのは適切ではないものと考えます。	・現状の投資証券と同様に以下の項目等について審査することによってどうか。 ・なお、その際、受益証券発行信託における審査対象となる「運用体制」及び「発行者」については、スキームにより様々な整理があり得るが、原則として委託者、運用者、受託者とその親会社等（当該者がいない場合は除く）について行うことを Q&A 等で明確化することによってどうか。 （想定する審査項目及び内容） イ 資産の管理及び運用等に関する体制整備の状況 ①受託者の信託財産の管理等に関する体制に関する審査 ②委託者及び運用者において運用方針、運用体制、利益相反への対策について社内組織に関する事項が適切に規定されているかに関する審査 ロ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性 ○委託者、運用者、受託者における以下の事項 ①事業運営における法令遵守状況 ②過去において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていないかどうか、 ③法令等を遵守できる内部管理体制が整備されているかどうか ハ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ○委託者、運用者、受託者、及びそれらの関係者 ①当該者及びその関係者が反社会的勢力に該当		
		【B 社】 ・受益証券発行信託の仕組みを踏まえると、委託者や受託者などの関係者についても審査等の対象とすることが必要と考えられるため投資証券等に関する審査を前提とすることで問題ないものと考えられる。 ・記載の通り、「発行者」については、委託者・受託者・信託勘定等とし、信託の仕組みについても審査を行ったうえで検証を行うことが必要と考えられる。 ・上記対応について Q&A において当該対応が必要である旨、記載することが考えられる。			
		【C 社】 ・審査項目としては投資証券等と同様に違和感はないが、対象となる関係者においては、形式的な運用会社（委託者）のみでなく、実質的な運用者もカバーすることが望ましい。 ※類似した商品性を有する J-Ships の投資信託（カーライル）ではどのように対応したかが参考になるものと思量			
		【D 社】 ・J-Ships の取引拡大という観点では、既存の審査体制を踏襲する形で問題ないかと考える。			
		【E 社】 ・投資証券と同様にし、Q & A での明確化で問題ないと考えます。			

論点	ご意見		規則改正の方向性（案）
			しないか ②当該者及びその関係者が、反社会的勢力との関係性を有していないか ③当該者における反社会的勢力の排除のための仕組みの有無やその運用状況
・受益証券発行信託の「信託財産に関する審査」についてはどのように考えるか。（必要とする場合はその内容）	不要： 1 社	【A 社】 ・上記④において、信託財産に制限を加えない又は幅広い信託財産の種類を認めるのであれば、それらに一律に適用できる審査を設定することは難しく、信託財産の性質に応じた適切な審査の実施という一般的なルールにならざる得ないものと考えます。 ・また、PE ファンド等においては、組成時点ではファンド契約のみで具体的な投資対象（株式等）が確定していない又は一部しか確定しておらず、その時点で信託財産に関する審査を行うことができない場合もあり得ます。そのような場合を踏まえると一律に信託財産に関する審査の実施を求めることが適当でないため、ルール作成にあたっては留意が必要と考えます。	・上記「発行者の審査」に係る「規則改正の方向性（案）」に記載のとおり、「資産の運用等に関する体制整備の状況」において、運用方針、運用体制、利益相反への対策について社内組織に関する事項が適切に規定されているかに関して審査することを想定しているところ、当該項目の審査には当該受益証券発行信託の運用（投資）先である信託財産の選別方法等に係る確認も含まれると考えられることを Q&A で明確化しつつ、信託財産に関する追加的な審査規定までは定めないことでどうか。 ・なお、信託財産に関する情報については、今後策定する特定証券情報の様式等に従い投資家に提供することを想定している。（1 頁及び下記参照）
	必要： 2 社	【B 社】 ・信託財産自体に関する制度や、財産の内容等について確認が必要と思われることから審査することが必要と思われる。 （例：信託財産に係る法制度、信託財産の内容 等）	
		【C 社】 ・対象資産において対応はわかりうるのではないか。PE ファンドに関しては、相応の複雑性やリスクを内包しているのに加え、契約・条件面でも個別性があるため、「審査」は必要ではないか。 ※前述同様、類似した商品性を有する J-Ships の投資信託（カーライル）ではどのように対応したかが参考になるものと思量	
	中立： 1 社	【D 社】 ・J-Ships での取引拡大を考慮したうえで、考えた方が良いのではないかと考える。	
【その他】			
①「特定証券情報」や「発行者情報」を作成する際に留意すべき事項の有無及びその内容	【B 社】 ・受益証券発行信託に係る受益証券の有価証券届出書の記載を参考に、「特定証券情報」や「発行者情報」にて記載が必要な事項について記載すればよいのではないか。		・投資証券に関する特定証券情報・発行者情報（J-Ships 規則様式 3・6）及び受益証券発行信託の受益証券に係る有価証券届出書・有価証券報告書（特定有価証券開示府令第六号・第九号様式）の記載事項を参考に、投資者保護と開示負担軽減の両方に留意しつつ作成することとしたい。 ・信託財産に係る開示については、上記法定様式の記載事項に含まれる「信託財産に係る法制度の概要」「信託財産の基本的性格」「信託財産の管理体制」において開示することを想定しており、J-Ships における投資信託の特定証券情報等の様式と比較しても十分ではないかと考える。
	【C 社】 ・PE ファンドに関しては、前述の J-Ships の投資信託や、昨今の PE ファンドに投資する投信と同水準の開示があれば十分ではないか。		
	【D 社】 ・現状通りにて問題ない。		

論点	ご意見		規則改正の方向性（案）
②現状のニーズ等を踏まえ、現時点においては国内で組成されるもののみを対象として議論すること	賛成： 4社	【A社】 ・国内に限定することについて異存ございません。	・今般の検討においては国内で組成される受益証券発行信託のみを検討の対象とすることとしたい。
		【B社】 ・海外組成について、慎重な検証及び審査が行われていれば、当該対応を否定するものではないが、まずは、国内で組成されるものを検討することで問題ないものと考えられる。	
		【C社】 ・現状のニーズに応じた対応（まずは国内組成）で十分と思量される。	
		【D社】 ・特段異論なし。	

○受益証券を ST で発行することに関する論点

論点	ご意見		規則改正の方向性（案）
ST で発行する際の情報提供（発行開示）	賛成： 4社	【A社】 ・「特定証券情報」において ST の特性を踏まえた追加的な記載を行う必要があるものと考えます。 ・事務局作成資料で ST 固有の記載事項の具体例が挙げられていますが、証券事務の概要の中の「名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料」は ST 以外でも記載の求められる項目でもあります、実務上 ST 固有の手続きが記載されることが多いことから留意が必要と考えます。	・第 33 回資料 p10 で示した事項につき、特定証券情報等の様式を作成する際に盛り込むこととしたい。 ・ご指摘いただいた「証券事務の概要」中の実務上 ST 固有の手続が記載されることの多い箇所については、ST での発行時に留意すべき点として記載要領及び Q&A 等に盛り込むことを検討したい。
		【B社】 ・ST の特性を踏まえた追加的な記載を求めることで問題ないものと考えられる	
		【C社】 ・案で示された追加的な記載があれば概ね十分ではないか。	
		【D社】 ・特定証券情報について、追加的な記載を求めることについて異論なし。	
ST で発行する際の情報提供（継続開示）	賛成： 4社	【A社】 ・「発行者情報」において ST の特性を踏まえた追加的な記載を行う必要があるものと考えます。	・第 33 回資料 p10 で示した事項につき、発行者情報の様式を作成する際に盛り込むこととしたい。
		【B社】 ・ST の特性を踏まえた追加的な記載を求めることで問題ないものと考えられる	
		【C社】 ・案で示された追加的な記載があれば概ね十分ではないか。	
		【D社】 ・発行者情報においても、追加的な記載を求めることについて異論なし。	
発行や流通形態に関する審査に係る規則上の手当ての要否	不要： 3社	【A社】 ・WG 資料に記載頂いた通り、発行や流通形態については既存の規則等にて手当されているため、J-ships 規則への追加は不要と考えます。	・発行や流通形態に関する審査について、規則上は特段の規定を設けないこととしたい。 ・PE ファンド持分の価値評価については、受益証券発行信託に限られず、また ST で発行する場合にも限られないと考えられ、その他の J-Ships 銘柄と同様の
		【B社】 ・ST の特性について、発行開示及び流通開示において適切に記載されていれば、規則上に必ずしも記載	

		することは必要ないものと考えられる。	対応（プライシングの適正性担保等について特段言及しないこと）としたい。
		【D 社】 ・現状審査を求める規定はない。規則上の手当ては不要と考える。	
	必要： 1 社	【C 社】 ・ PE ファンドに関しては、プライスの適格性及び乖離があった場合の対応等に関して、何らかの手当（例えば外部評価会社の関与等）が望ましい。従前、ST の対象は、社債や不動産、不動産を原資産とするファンド持分等、比較的プライシングがしやすい若しくは根拠が示しやすい原資産だったが、PE 等のファンド持分の場合、契約条件や投資時期（所謂 J カーブ等）等による差異が大きく、プライシングの難易度は高い。そのため、プラットフォーマーのプライシングに係る何らかの規則上の手当が必要と思量。	
その他、ST 発行で留意すべき事項はあるか	意見なし		

2. 店頭有価証券 ST 等に係る J-Ships 規則の検討事項【資料 P11～15】

○店頭有価証券を ST で発行することに関する論点

論点	ご意見		規則改正の方向性（案）
情報開示に関する論点			
ST で発行する際の情報提供（発行開示）	賛成： 5 社	【A 社】 ・特に異存ありません。	・第 33 回資料 p15 で示した事項につき、特定証券情報等の様式を改訂し盛り込むこととしたい。
		【B 社】 ・店頭有価証券に係る情報だけでなく、ST の特性を踏まえた追加的な記載を求めることで問題ないものと考えられる。	
		【C 社】 ・案で示された追加的な記載があれば概ね十分ではないか。	
		【D 社】 ・特定証券情報について、追加的な記載を求めることについて異論なし。	
		【E 社】 ・追加的な記載を求めることでよいと思います。	
ST で発行する際の情報提供（継続開示） ー 現状リスクに係る記載事項がないところ、ST 特有のリスクのみに関する追加的な記載を求めることでどうか	賛成： 5 社	【A 社】 ・特に異存ありません。	・第 33 回資料 p15 で示した事項につき、発行者情報の様式を改訂し盛り込むこととしたい。 ・発行者情報に盛り込む事項については、「事業等のリスク」全般ではなく、ST での発行に特有のリスクに関する事項のみとしたい。
		【B 社】 ・ST であることは、継続開示においても引き続き記載すべき事項であると考えられることから、ST の特性を踏まえた追加的な記載を求めることで問題ないものと考えられる。	
		【C 社】 ・案で示された追加的な記載があれば概ね十分ではないか。	
		【D 社】 ・会社法上の事業報告をベースに考えると、各種リスクという広義ではなく、「ST 特有のリスク」のみを追加的に記載するよう求めることでいかがかと考える。	
		【E 社】 ・追加的な記載を求めることでよいと思います。	
発行や流通形態に関する審査に係る規則上の手当ての要否	不要： 4 社	【A 社】 ・WG 資料に記載頂いた通り、発行や流通形態については既存の規則等にて手当されているため、J-ships 規則への追加は不要と考えます。	・発行や流通形態に関する審査について、規則上は特段の規定を設けないこととしたい。
		【B 社】 ・ST の特性を踏まえた記載が行われていれば、規則上の対応は不要であるものと考えられる。	
		【C 社】 ・前述 1．における PE 等のファンド持分と異なり、非上場株式等に関しては、従前も一定の流動性を付与する仕組みがあり、プライシングに関しても一定のルールが存在する認識であり、規則上で追加的な手当は必要ないのではないか。	
		【D 社】 ・規則上の手当は不要と考える。	

論点	ご意見		規則改正の方向性（案）
その他の検討事項			
外国証券向けの様式について、検討の対象外とすること でよいか	賛成： 5社	【A社】 ・特に異存ありません。	・ 今般の検討においては、既存の様式のうち国内の店頭有価証券向けの様式（J-Ships 規則様式 1、4）のみを検討の対象とすることとしたい。
		【B社】 ・ 検討の対象外とすることで問題ない(具体的なニーズ等があれば、必要に応じて検討)。	
		【C社】 ・ J-Ships の対象である店頭有価証券は、「我が国の法人が国内において発行する～」と定義されており、（統計情報に記載用の枠はあるものの）外国株式等は対象外との認識であり、店頭有価証券 ST についても、外国証券は対象外でよいと考える。	
		【D社】 ・ 本件検討の対象外とすることに異論なし。	
		【E社】 ・ よいと思います。	
投資証券について検討するニーズはあるか	不要： 4社	【A社】 ・ 現時点では特にございません。	
		【B社】 ・ 検討の対象外とすることで問題ない(具体的なニーズ等があれば、必要に応じて検討)。	
		【D社】 ・ 特段なし。	
		【E社】 ・ ニーズはないようです。	
その他、店頭有価証券の ST 発行等について追加で検討すべき事項や考慮すべき内容はあるか	意見なし		

3. その他

その他、本 WG での検討事項につき、ご意見等がございましたらお寄せください。
（資料に記載のない事項についてのご意見でも構いません）。

ご意見	規則改正の方向性（案）
【C社】 ・STの取扱いが募集のみでない場合は、PTS 該当性について考慮が必要ではないか。	・STに限らず、セカンダリー取引をネット上で扱う場合にはPTSに該当するものとする。 ・一方で、既に特定投資家向け有価証券となっているJ-Ships 銘柄についての「特定投資家向け売付等勧誘」をネット上で行う行為について、PTSに該当するのか電子募集取扱業務に該当するのか等については、実態に即して判断されるものとする。

以上

第六号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者（受託者）名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行者（委託者）氏名又は名称】

【代表者の役職氏名】

【住所又は本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(3)

【縦覧に供する場所】

名称

（所在地）

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益証券の募集（売出）要項】

1【内国信託受益証券の形態等】(4)

2【発行（売出）数】

3【発行（売出）価額の総額】(5)

4【発行（売出）価格】(6)

5【給付の内容、時期及び場所】

6【募集の方法】

7【申込手数料】(7)

8【申込単位】

9【申込期間及び申込取扱場所】

10【申込証拠金】

11【払込期日及び払込取扱場所】

12【引受け等の概要】(8)

13【振替機関に関する事項】

14【その他】(9)

第2【内国信託社債券の募集（売出）要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】(10)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	

発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】 (1)

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（円）	引受けの条件
計	—		—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

3 【新規発行短期社債】 (12)

発行価格（円）	
短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

4 【売出社債（売出短期社債を除く。）】 (13)

銘柄	売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額（円）	売出価額の総額 （円）	売出しに係る社債の所有者 の住所及び氏名又は名称

5 【売出短期社債】 (13)

支払期日	売出短期社債の総額（円）	売出価額の総額 （円）	売出しに係る短期社債の所 有者の住所及び氏名又は名 称

6 【売出社債の条件】 (14)

売出価格 （円）	申込期間	申込単位	申込証拠 金（円）	申込受付 場所	売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	売出しの委託 契約の内容

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

1【概況】

- (1)【信託財産に係る法制度の概要】 (15)
- (2)【信託財産の基本的性格】 (16)
- (3)【信託財産の沿革】 (17)
- (4)【信託財産の管理体制等】 (18)
 - ①【信託財産の関係法人】
 - ②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】
 - ③【信託財産の管理体制】

2【信託財産を構成する資産の概要】

- (1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】 (19)

- (2) 【信託財産を構成する資産の内容】 (20)
 - (3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】 (21)
 - 3 【信託の仕組み】
 - (1) 【信託の概要】
 - ① 【信託の基本的仕組み】 (22)
 - ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】 (23)
 - ③ 【委託者の義務に関する事項】
 - ④ 【その他】 (24)
 - (2) 【受益権】 (25)
 - (3) 【内国信託受益証券（内国信託社債券）の取得者の権利】
 - 4 【信託財産を構成する資産の状況】
 - (1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】 (26)
 - (2) 【損失及び延滞の状況】 (27)
 - (3) 【収益状況の推移】 (28)
 - 5 【投資リスク】 (29)
- 第2 【信託財産の経理状況】 (30)
- 1 【貸借対照表】 (31)
 - 2 【損益計算書】 (32)
- 第3 【証券事務の概要】 (33)
- 第4 【その他】 (34)
- 第三部 【受託者、委託者及び関係法人の情報】
- 第1 【受託者の状況】
- 1 【受託者の概況】 (35)
 - 2 【事業の内容及び営業の概況】
 - 3 【経理の状況】 (35－2)
 - 4 【利害関係人との取引制限】 (35－3)
 - 5 【その他】 (36)
- 第2 【委託者の状況】 (37)
- 1 【会社の場合】
 - (1) 【会社の概況】
 - (2) 【事業の内容及び営業の概況】
 - (3) 【経理の状況】
 - (4) 【利害関係人との取引制限】
 - (5) 【その他】 (36)
 - 2 【会社以外の団体の場合】
 - (1) 【団体の沿革】
 - (2) 【団体の目的及び事業の内容】
 - (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
 - (4) 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
 - 3 【個人の場合】
 - (1) 【生年月日】
 - (2) 【職歴】
 - (3) 【破産手続開始の決定の有無】
- 第3 【その他関係法人の概況】
- 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (38)
 - 2 【関係業務の概要】 (39)

- 3 【資本関係】⁽⁴⁰⁾
- 4 【役員の兼職関係】⁽⁴¹⁾
- 5 【その他】⁽⁴²⁾

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下bにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（4）bにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⁽¹³⁾ 1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」⁽⁵⁾ c、⁽¹⁷⁾ c、⁽²⁶⁾ c、⁽³⁰⁾ 及び⁽³¹⁾により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(3) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国信託受益証券の形態等

- a 記名・無記名の別を記載すること。
- b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。）から提供

され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5) 発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 申込手数料

手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(8) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(9) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

c 銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者（⁽³⁰⁾ dにおいて「銀行等」という。）が委託者としてその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。

(10) 新規発行社債

企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13)に準じて記載すること。

(11) 社債の引受け及び社債管理の委託

企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(15)に準じて記載すること。

(12) 新規発行短期社債

企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(16)に準じて記載すること。

- (13) 売出社債
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⁽²²⁾に準じて記載すること。
- (14) 売出社債の条件
企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⁽²³⁾に準じて記載すること。
- (15) 信託財産に係る法制度の概要
委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。また、信託法第2条第12項に規定する限定責任信託である場合又は同法第21条第2項第4号に規定する合意がある場合にはその旨を記載すること。
内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該社債券が信託財産のために発行されることを具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (16) 信託財産の基本的性格
a 信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。
b 信託財産が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1) f に規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあっては受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。⁽²²⁾において同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。
- (17) 信託財産の沿革
設定経緯、基本的性格の変更、当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (18) 信託財産の管理体制等
a 「信託財産の関係法人」の欄については、委託者、受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。
b 「信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度」の欄については、信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等又は管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
c 「信託財産の管理体制」の欄については、信託財産の管理を行う会社の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等）、信託財産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
また、信託財産の管理を行う会社による信託財産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (19) 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
a 信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及び主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。

- b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。

(20) 信託財産を構成する資産の内容

- a 信託財産を構成する資産が債権（有価証券に表示される債権を除く。以下 a において同じ。）である場合には、次の(a)及び(b)に従って記載すること。
 - (a) 債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。
 - (b) 信託財産を構成する債権の譲受けに係る契約により当該債権が一定の属性（債権の種類、その発生原因、元本の償還期限及び利子の支払の方法、金利、債務者の信用状況又は履行状況、担保の設定状況等）を有することが求められている場合においては、当該属性の概要及び当該債権が当該属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、原保有者（信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。⁽²²⁾及び⁽²³⁾ a において同じ。）による買戻し等）の概略を簡潔に記載すること。
- b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下 b 及び⁽²³⁾ b において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近 5 年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下 b において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。⁽²⁸⁾ b において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近 5 年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 信託財産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利（i の特定有価証券に表示される権利を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a 又は b に掲げる事項）を記載すること。
- d 信託財産を構成する資産が有価証券（i の特定有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。当該有価証券に表示される権利が債権である場合には、当該有価証券について a (b) に準じて記載すること。
- e 信託財産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容につ

いて記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取リース料等）について具体的に記載すること。

- f 信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。
- g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況及び設備の新設、除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25)から(37)までに準じて記載すること。
- h 信託財産を構成する資産が a から g までに掲げる資産以外の資産（i の特定有価証券は除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から g までに準じて記載すること。
- i 信託財産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人（特定目的信託（資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。）の受益権にあっては、代表権利者（同条第17項に規定する代表権利者をいう。）又は特定信託管理者（同条第18項に規定する特定信託管理者をいう。））の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する資産の内容（a から h までに掲げる資産の内容に応じ a から h までに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。
- j 信託財産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下 j において単に「債権」という。）に係る債務者（以下 j において単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。（d）において同じ。）又は関連会社（同条第5項に規定する関連会社をいう。（d）において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であって、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの（以下 j において「重要な債務者」という。）が存在する場合には、a から i までに加えて、次の(a)から(d)までに従うこと。
 - (a) 重要な債務者の氏名又は名称、組織形態、沿革、事業の内容及び営業の概況（直近の事業年度の終了後に生じた元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす事由を含む。）を記載すること。
 - (b) 当該割合その他の信託財産における当該重要な債務者に係る債権への集中の状況について記載すること。
 - (c) 当該重要な債務者に係る債権について、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、金利その他の当該債権の重要な内容その他当該債権に関する債務者との間の契約における重要な定めを記載すること。
 - (d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

- ① 直近の計算書類（会社法第444条第1項に規定する連結計算書類をいい、これがない場合にあっては同法第435条第2項に規定する計算書類その他これに類する書類をいう。）（法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）による監査を受けることとなっている場合には、当該監査を受けた当該計算書類及び当該公認会計士又は監査法人による監査報告書）
- ② 当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。（35－2）cにおいて同じ。）に該当する者である場合には、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。（35－2）cにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。（35－2）cにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面
- k 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。）とする旨の信託行為の定めがあるものについて、当該定めの内容について記載すること。
- (21) 信託財産を構成する資産の回収方法
信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。
- (22) 信託の基本的仕組み
当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）を組成する仕組みの概要（原保有者、当該内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券（内国信託社債券）に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等（投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。））及び当該内国信託受益証券（内国信託社債券）の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。
これに加えて、内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該内国信託社債券と信託財産との関係（当該内国信託社債券について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うか否か、発行者と当該信託財産の責任割合等）についても、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。
- (23) 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項
 - a 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに信託財産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。また、当該債権が貸付債権である場合において、当該債権に取立不能、期限の利益の喪失等の事由が生じた場合に、原保有者その他の者が当該債権を買戻し、他の債権との交換その他の方法により取得する義務を負うこととなっているときは、その内容を記載すること。
 - b 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。

- c 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。
- d 信託財産を構成する資産の内容を分かりやすく記載するため、a から c までに掲げる資産を併せて記載することが必要な場合には、第四号様式の「第二部 ファンド情報」の「5 運用状況」の「(2) 投資資産」の「③ その他投資資産の主要なもの」に準じて記載すること。
- e 信託財産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には、信託財産の類型ごと（信託財産が債権であって基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごと）に当該要件の内容を記載すること。
- f 信託財産を構成する資産につき回収したものに係る処理の方法（他の資産に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等）を記載すること。

(24) その他

- a 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該内国信託受益証券又は内国信託社債券に係る信託に関し他の種類の受益権（内国信託受益証券が発行される場合にあつては当該内国信託受益証券と信託財産（信託法第2条第3項に規定する信託財産をいう。以下 a において同じ。）が同一であり、かつ、受益債権の給付の内容又は弁済期が異なる他の受益権をいい、内国信託社債券が発行される場合にあつては当該内国信託社債券と信託財産が同一である受益権をいう。⁽³⁰⁾ e において同じ。）又は他の種類の内国信託社債券（内国信託受益証券が発行される場合にあつては当該内国信託受益証券に係る信託財産のために発行された内国信託社債券をいい、内国信託社債券が発行される場合にあつては当該内国信託社債券に係る信託財産のために発行された他の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の内国信託社債券をいう。⁽³⁰⁾ e において同じ。）を有している者がいる場合には、当該信託の信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による当該信託財産の元本の償却額の配分方法を記載すること。
- b 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）の元本の償還等について信用補完がなされている場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理についての決定及びその執行方法が把握できる内容を具体的に記載すること。

(25) 受益権

受益者集会に関する権利、受益権に係る受益債権の内容、その他の受益権の内容及び権利行使の手続について記載すること。なお、当該届出に係る有価証券が内国信託社債券である場合には、記載を要しない。

(26) 信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況

当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する債権について、債権額の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞期間）別及び債権の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者に対する割合並びに債権額の残高及びその総債権残高に対する割合を記載すること。

(27) 損失及び延滞の状況

- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、各計算期間ごとに信託財産を構成する債権に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。

- b 信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
- c 有価証券届出書提出日が信託財産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、信託財産を構成することとなった委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

(28) 収益状況の推移

有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

- a 信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
- b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- c 信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及びbに準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(29) 投資リスク

- a 信託財産のもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
- b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(30) 信託財産の経理状況

- a 財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。（35-2）において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。（35-2）bにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- d 信託財産に銀行等の貸付債権が含まれる場合には、委託者である銀行等は、財産目録及び貸付債権信託計算書の作成に関与した銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の規定により信託業務を営むことの認可を受けた当該信託の受託者に限る。）による意見書を本項の冒頭において掲記すること。
- e 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に係る信託財産に関し他の種類の受益権又は他の種類の内国信託社債権を有している者がいる場合には、当該受益者又は社債権者の受益権又は債権額に応じて配分された後の経理の状況についても記載すること。

(31) 貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（⁽³²⁾aにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。（⁽³²⁾aにおいて同じ。）も記載すること。

(32) 損益計算書

- a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表に記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

(33) 証券事務の概要

当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国信託受益証券（内国信託社債券）に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国信託受益証券（内国信託社債券）事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(34) その他

- a 当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- b 当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(35) 受託者の概況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。
- b 受託者の機構について記載すること。なお、受託者が信託財産の投資運用を行う場合、その意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(35-2) 経理の状況

- a 受託者の経理の状況について企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」に準じて記載すること。
- b 受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項第1号に規定する連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（同項第3号に規定する中間連結財務諸表をいう。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告

書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

- c 受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、a の記載及びbに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(35-3) 利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(36) その他

- a 受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。信託財産の信託業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(37) 委託者の状況

委託者が会社である場合、(36)から(35-3)までに準じて記載すること。委託者が発行者とならない場合には記載を要しない。

(38) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(39) 関係業務の概要

信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。

(40) 資本関係

発行者及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(41) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、発行者の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(42) その他

- a 信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡及び事業譲受その他重要事項について記載すること。
- b 信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。

(43) 読替え

提出者が、内国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、この様式中(34) bについては該当はない旨を記載すること。

(44) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをい

う。)につき内国信託受益証券(内国信託社債券)をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出する時には、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

非上場株式等の取引及び 私募制度等に関するWG（第34回資料）

株式投資型クラウドファンディングにおける
法人特定投資家への勧誘規制の見直しについて

2024年12月13日
日本証券業協会

1. 法人特定投資家への勧誘規制の見直し (2024/7/2 市場制度WG 報告書概要より)

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書 ②金融・資本市場を巡るその他の論点

株式決済期間の短縮

- 日本では、株式の取引が行われた約定日(T日)の2営業日後(T+2日)に決済が行われている一方、**国際的に株式決済期間の短縮(T+1化)**の実施・検討が進められている
- ⇒ 日本の証券決済制度が国際標準から取り残されないよう、**市場関係者において、T+1化に関するメリットと課題等について、実務的な検討を始めるべき**

メリット

- 決済リスクの削減
- 資金効率の向上・担保負担の軽減
- 決済事務の一層の合理化・効率化 等

課題

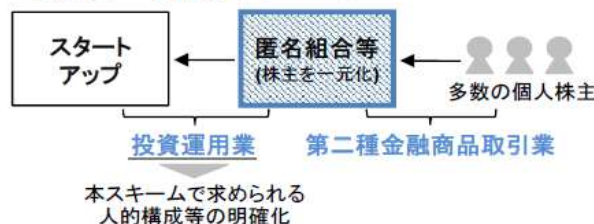
- △ フェイルリスクの増加
- △ オペレーショナルリスクの増加
- △ 非居住者による日本株取引への影響 等

投資型クラウドファンディング

株主一元化スキームの活用

- 株式投資型クラウドファンディング(CF)において、**株主一元化スキーム**の組成ニーズが高まっているが、ファンド運営に係る**投資運用業の登録要件を満たすための体制整備の負担が課題**
- ⇒ 投資運用業の登録審査において、**実態に即した人的構成・業務運営体制での登録が可能であることを明確化**
- 株式投資型CFと株主一元化スキームとで自主規制規則における**規制体系に差異**(少額要件の適用の有無等)
- ⇒ **株主一元化スキームと株式投資型CFとの規制の平仄を合わせる**

<株主一元化スキーム>



勧誘方法

- **投資型CFの勧誘方法**は、自主規制規則において、一部を除き、**電磁的方法に限定され、電話・訪問勧誘等は禁止**
 - **特定投資家への勧誘**は電磁的方法以外(電話・訪問等)の方法を認めてほしいとの要望
 - ⇒ 電磁的方法以外(電話・訪問等)の方法による勧誘について、**法人の特定投資家に対しては可能とする**
- 一方、**個人(特定投資家を含む)に対しては引き続き慎重に対応**

		電話・訪問等による勧誘	
		個人	法人
第一種金商業者	株式投資型CF	× (不可)	○ (特定投資家は可)
	上記以外の投資型CF	× (不可)	○ (特定投資家は可)
第二種金商業者		× (不可)	○ (特定投資家は可)

(注) 銀証ファイアーウォール規制については、金融機関における弊害防止措置に関する態勢整備の状況についてモニタリングが行われているところであり、当該規制に関する議論を行う際には、当該モニタリングの結果を踏まえる必要がある

2. 市場制度WG報告書を踏まえた自主規制規則の検討事項 (法人特定投資家への勧誘方法の見直し)

【市場制度WG報告書における記載】

法人の特定投資家に対する勧誘まで電磁的方法に制限する必要性は必ずしも高くないと考えられることから、投資型 CF において、第一種・第二種金融商品取引業者による法人の特定投資家に対する勧誘については、電磁的方法以外の方法（電話・訪問等）を可能とすることが考えられる。ただし、この場合、電磁的方法によって勧誘を行う投資家との間で情報格差が生じないように行うことが適当と考えられる。

➡ 2024年7月2日に公表された市場制度WGの報告書にて、上記方針が示されたことから、自主規制規則（「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」）の改正について検討を行う。

【株式投資型クラウドファンディング業務に関する規制の現状（対面等勧誘について）】

- ・ 現状、株式投資型CFを取り扱う多くの事業者は、ネットのみの勧誘等を前提に登録要件の緩和を受ける「第一種少額電子募集取扱業者」であり、当該業者については法令により電話・対面での勧誘は認められていない。※
- ・ 一方で、第一種金商業者については、勧誘方法について法令上の制限はない。
- ・ そうした中、日証協の株式投資型クラウドファンディング規則は、第一種金商業者が株式投資型クラウドファンディングを行う場合であっても、第一種少額電子募集取扱業者と同様に、電話・対面での勧誘は認めていない。

※ 顧客からの要請に基づく電話での説明を除く

【今般の対応】

➡ 「会員（第一種金商業者）」が、「法人の特定投資家」に対して行う株式投資型クラウドファンディング業務について、「電話・訪問等での勧誘を行うこと」を認める規則改正を行う。

3. 規則改正案の概要

- 会員が法人特定投資家に対して電話・訪問等による勧誘を行う場合の**特則（第29条）**を設け、**以下の措置を講じる。**
 - ① **会員が法人特定投資家に対して電話・訪問等による勧誘を可能とする。**（第1項本文）
 - ② 上記勧誘行為を「**株式投資型クラウドファンディング業務**」とみなす旨の規定を設ける。（第1項なお書き）
 - ③ 既存の株式投資型クラウドファンディング業務と同様に、上記勧誘行為についても**発行価額の総額要件の合算対象とする。**（第2項）
- その他所要の整備を図る。

改 正 案	現 行
（法人の特定投資家に関する特則） 第29条 会員は、第12条の規定にかかわらず、株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券について、特定投資家（個人を除く。）を対象として、金商業等府令第6条の2各号に規定する方法以外の方法による勧誘を行うことができる。なお、本規則において、当該勧誘行為は株式投資型クラウドファンディング業務とみなす。	（ 新 設 ）
2 前項に規定する勧誘行為については、金商業等府令第16条の2第1項の「第一種少額電子募集取扱業務」を「株式投資型クラウドファンディング業務」と読み替えて第4条第3項を適用するものとする。	（ 新 設 ）

（※）株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則における「会員」とは、金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業者を指し、「会員等」とは、「会員」に「特定業務会員（いわゆるCF業者）」を追加したもの

【御参考：株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則第4条第3項及び第12条】

（発行者についての審査）

第4条第3項 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第15条の10の3第1号及び金商業等府令第16条の2第1項を満たすものでなければ、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。

（勧誘手法併用の禁止）

第12条 会員等は、金商業等府令第6条の2各号に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。

4. 今後のスケジュール（予定）

日程（※1）	内容
2024年12月11日	• エクイティ分科会（報告事項）
12月13日	• 第34回非上場WG
12月下旬～ 2025年1月上旬	• 持回りエクイティ分科会（審議事項） 協会規則改正に係るパブリックコメントの審議
2025年1月14日	• 自主規制会議（審議事項） 協会規則改正に係るパブリックコメントの審議
1月14日～ 2月12日	• 協会規則改正案に係るパブリックコメントの募集
3月上旬	• エクイティ分科会 規則改正の審議（※2）
3月18日	• 自主規制会議 規則改正の審議、同日付で規則改正・施行（※2）

（※1）現時点での予定であり、変更となる可能性あり

（※2）パブリックコメントの結果、内容に変更を求める意見等がない場合には、エクイティ分科会委員長・自主規制会議議長一任手続きにより改正を行う。

<参考>

- ・市場制度WG報告書の記載
- ・関連条文（「株式投資型クラウドファンディング業務」の定義）

(2) 投資型クラウドファンディングの勧誘方法の見直し

現在、インターネットを用いた有価証券の募集等の取扱いのみを行うことを前提とした少額電子募集取扱業者の勧誘方法は、法令上、ウェブサイトや電子メール等の電磁的方法に限定されている。

他方、第一種・第二種金融商品取引業者は、募集等の取扱いにおいて、法令上、電磁的方法以外の手法（電話・訪問等）による勧誘が可能であるが、投資型CFの勧誘方法については、2014年の金融商品取引法等の一部を改正する法律の附帯決議において、投資被害の多くが電話・訪問によるものであることを踏まえ、投資型CFにおいては、電話・訪問を用いた勧誘ができないことを明確化することが求められたことから、自主規制規則において、一部の金融商品を除き、勧誘方法は電磁的方法に限定されている。この点に関し、一定の投資判断能力を有する特定投資家に対しては、電磁的方法以外の勧誘方法を可能とすることについてCF業者からの要望がある。

上記附帯決議や、電話・訪問勧誘によるものも含め、個人投資家における投資被害が依然として多い状況を踏まえると、特定投資家であっても個人に対する電話・訪問勧誘を可能とすることについては、引き続き慎重に対応することが適当である。

一方で、法人の特定投資家に対する勧誘まで電磁的方法に制限する必要性は必ずしも高くないと考えられることから、投資型CFにおいて、第一種・第二種金融商品取引業者による法人の特定投資家に対する勧誘については、電磁的方法以外の方法（電話・訪問等）を可能とすることが考えられる。ただし、この場合、電磁的方法によって勧誘を行う投資家との間で情報格差が生じないように行うことが適当と考えられる。

＜御参考＞ 関連規定及び条文 「株式投資型クラウドファンディング業務」の定義



【株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則】

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 店頭有価証券

「店頭有価証券に関する規則」（以下「店頭有価証券規則」という。）第 2 条第 1 号に規定する店頭有価証券をいう。

2 株式投資型クラウドファンディング業務

会員等が店頭有価証券のうち株券又は新株予約権証券について行う第一種少額電子募集取扱業務（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。）をいう。

3 会員等

会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。）をいう。

4～5 （省略）

【金商法】

（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

第29条の4の2

1～8 （省略）

9 第一項、第二項、第五項及び前二項の「第一種少額電子募集取扱業務」とは、電子募集取扱業務（次に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。）又は電子募集取扱業務に関して顧客から金銭の預託を受けることをいう。

一 第二条第一項第九号に掲げる有価証券

二 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）

＜御参考＞ 関連規定及び条文 「株式投資型クラウドファンディング業務」の定義

【金商法】

（登録の申請）

第29条の2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

1～5 省略

6 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（政令で定めるものを除く。）について、電子募集取扱業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより第二条第八項第九号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この章において同じ。）を行う場合にあつては、その旨

【金商業等府令】※

（有価証券の募集等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第6条の2 法第二十九条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 1 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供する方法
- 2 前号に掲げる方法による場合において、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により通信文その他の情報を送信する方法（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）
- 3 第一号に掲げる方法による場合において、金融商品取引業者等が、一の相手方（その代理人を含み、当該相手方が法人である場合にあつては、その役員及び使用人を含む。）に対し、当該相手方からの求めに応じ、音声の送受信による通話の方法により前二号に規定する情報（前二号に掲げる方法により当該相手方の閲覧に供し、又は当該相手方の使用に係る電子計算機に送信したものに限る。）に係る事項について説明する方法

※第3号（新設）について現在パブリックコメント中